

① 平成 27 年第 1 回臨時会

(5 月 12 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成27年第1回益城町議会臨時会目次

○5月12日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
執行部（自己紹介）	4
臨時議長の紹介	5
日程第1 仮議席の指定	5
日程第2 議長の選挙	7
追加日程第1 議席の指定	8
追加日程第2 会議録署名議員の指名	9
追加日程第3 会期の決定	9
追加日程第4 副議長の選挙	9
追加日程第5 常任委員会委員の選任	11
追加日程第6 議長の常任委員辞任	12
追加日程第7 議会運営委員会委員の選任	12
追加日程第8 委員長、副委員長の互選の結果について	13
追加日程第9 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙	13
追加日程第10 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙	14
追加日程第11 上益城広域連合議会議員の選挙	14
追加日程第12 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議	15
追加日程第13 議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について	16
追加日程第14 報告第1号 平成26年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	16
追加日程第15 報告第2号 平成26年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計 算書の報告について	17
追加日程第16 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第 6号）	18
追加日程第17 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計 補正予算（第4号）	24

追加日程第18	議案第32号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	26
		専決第3号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
追加日程第19	議案第33号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	27
		専決第4号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）	
追加日程第20	議案第34号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	29
		専決第5号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）	
追加日程第21	議案第35号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	32
		専決第6号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
追加日程第22	議案第36号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	34
		専決第7号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
追加日程第23	議案第37号	監査委員の選任同意について……………	35
追加日程第24	議員派遣の件……………		36
追加日程第25	閉会中の継続調査の件……………		36
閉会……………			36

平成27年 5 月第 1 回益城町議会臨時会会議録

1. 平成27年 5 月12日午前10時00分招集
2. 平成27年 5 月12日午前10時00分開会
3. 平成27年 5 月12日午後 3 時14分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第 1 仮議席の指定
 - 日程第 2 議長の選挙
 - 追加日程第 1 議席の指定
 - 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 追加日程第 3 会期の決定
 - 追加日程第 4 副議長の選挙
 - 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
 - 追加日程第 6 議長の常任委員辞任
 - 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任
 - 追加日程第 8 委員長、副委員長の互選の結果について
 - 追加日程第 9 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙
 - 追加日程第10 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙
 - 追加日程第11 上益城広域連合議会議員の選挙
 - 追加日程第12 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議
 - 追加日程第13 議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について
 - 追加日程第14 報告第 1 号 平成26年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 追加日程第15 報告第 2 号 平成26年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 追加日程第16 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第 1 号 平成26年度益城町一般会計補正予算 (第 6 号)
 - 追加日程第17 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第 2 号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
 - 追加日程第18 議案第32号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第 3 号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 追加日程第19 議案第33号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 専決第4号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 追加日程第20 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第21 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第6号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第22 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第7号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第23 議案第37号 監査委員の選任同意について
- 追加日程第24 議員派遣の件
- 追加日程第25 継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	福島幸二君	総務課長	森田茂君
秘書広報課長	堀部博之君	企画財政課長	藤岡卓雄君
税務課長	緒方潔君	住民生活課長	森部博美君
子ども課長	花田博文君	健康づくり推進課長	安田弘人君
いきいき長寿課長	後藤奈保子君	福祉課長	坂本祐二君
農政課長	森本光博君	建設課長	坂本忠一君

都市計画課長	杉浦信正君	下水道課長	富田正秀君
学校教育課長	田中秀一君	生涯学習課長	高森修自君
水道課長	西村秀幸君	代表監査委員	濱田義紀君

開会・開議 午前10時00分

○議会事務局長（吉崎博美君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様方には御当選おめでとうございます。臨時議長が決まりますまで進行を務めさせていただきます、議会事務局長の吉崎でございます。よろしくお願いいたします。着席して進めさせていただきます。

それでは、まず最初に町長から御挨拶をお願いします。

西村町長、お願いします。

○町長（西村博則君） 皆様、おはようございます。本日ここに、平成27年第1回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。新しく選ばれました議員の皆様をお迎えしての臨時会の開会に当たり、謹んで御挨拶申し上げます。

議員各位には、去る4月26日に執行されました益城町議会議員一般選挙におきまして、町民の皆様への厚い信頼と大きな期待を担われ、めでたく当選の栄に浴されましたことを心からお喜び申し上げます。民意を代表し、民主主義の根幹を成す議会と執行機関は、車の両輪に例えられますように、それぞれの立場から議論を尽くし、互いに尊重し合い、町政発展のためにともに歩んでいかなければなりません。議員各位におかれましては、これからの4年間、住民福祉のさらなる向上と住みよいまちづくりに向けて、格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、国政に目を向けてみますと、経済再生による国と地方の財政の健全化、持続的な社会保障制度の構築のほか地域再生の姿勢が打ち出され、税・財政制度と社会保障の見直し、税番号制度の導入、子ども・子育て支援新制度の実施など、成長と発展を遂げるための改革が推し進められています。また、昨年11月には、人口減少克服や地域経済活性化の基本理念を示した、まち・ひと・しごと創生法が成立し、地方自治体に対し地方版総合戦略を策定するよう努力義務が明記されました。この、まち・ひと・しごと創生法においては、結婚、出産、育児がしやすい環境整備や、地方での雇用創生を進めることが基本理念に掲げられております。このことを受け、町では将来展望を提示する地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に取り組み、若い世代の定住と安定した雇用を創生するための新たな力としていきたいと考えています。

さて、益城町では、平成23年3月に「水とみどり豊かで人安らぐ『夢・創造』のまち」づくりをまちの将来像とする基本構想を策定し、その実現に向けて、前期基本計画に基づき各種施策を展開しています。この前期基本計画が平成27年度に計画期間が終了することから、社会・経済の動向を踏まえつつ、人口の流入、定住化促進を基本に、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする後期基本計画を策定しているところでございます。

また、昨年10月には、社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、第4次益城町行政改革大綱を策定し、135項目にわたり、事務事業の改革・改善に取

り組んでおります。この行政改革の取り組みにより、公の施設の指定管理者制度の導入、町が行う政策などに町民の皆様の声を反映する住民提案制度「ましき便」、町職員が地域に出向いて町の業務や各制度をわかりやすく説明する、ふれあい出前講座を本年4月から開始したところでございます。

また、平成27年度当初予算につきましては、3月の町議会定例会で可決され、一般会計、特別会計の総額が211億6,148万8,000円となりましたが、保育所・認定こども園運営費、小学校への空調機整備費、子どもや高齢者のインフルエンザ予防接種費用の助成、ワンコイン特定健診などの予算を計上しております。

以上、直近の町政運営の状況につきまして、その概要を述べさせていただきましたが、益城町は豊かな自然や住環境、豊富な人的資源に恵まれており、無限の可能性を秘めております。本年度も、町民の皆様が元気に笑い合えるまちづくり、町民の皆様が主役のまちづくりを目指し、オール益城の体制で各種事業について、スピード感を持って、誠心誠意、全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今後の町政発展と、明るく活力ある益城町を子どもたちに引き継いでいくため、絶大なる御支援と御協力を心からお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○**議会事務局長（吉崎博美君）** 次に、町執行部の管理職の自己紹介をお願いします。自席から順次、職、氏名等、簡単に自己紹介をお願いします。

○**秘書広報課長（堀部博之君）** おはようございます。秘書広報課長の堀部です。よろしく願いいたします。

○**会計管理者（福島幸二君）** おはようございます。会計管理者の福島といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○**総務課長（森田 茂君）** おはようございます。総務課長の森田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**企画財政課長（藤岡卓雄君）** おはようございます。企画財政課長の藤岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**建設課長（坂本忠一君）** おはようございます。建設課長の坂本でございます。どうぞ、ひとつよろしく願いいたします。

○**都市計画課長（杉浦信正君）** 都市計画課長の杉浦でございます。よろしく願いいたします。

○**農政課長（森本光博君）** おはようございます。農政課長の森本です。どうぞよろしく願いいたします。

○**教育長（森永好誠君）** おはようございます。教育長の森永でございます。あと1年7カ月任期が残っております。最後まで精いっぱい頑張りますので、よろしく願いいたします。

○**学校教育課長（田中秀一君）** おはようございます。学校教育課長の田中です。どうぞよろしく願いいたします。

○**生涯学習課長（高森修自君）** おはようございます。生涯学習課長の高森です。よろしく願

いします。

○住民生活課長（森部博美君） おはようございます。住民生活課長の森部です。どうぞよろしくお願ひします。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） おはようございます。健康づくり推進課長の安田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○いきいき長寿課長（後藤奈保子君） おはようございます。いきいき長寿課長の後藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福祉課長（坂本祐二君） おはようございます。福祉課長の坂本です。よろしくお願ひいたします。

○子ども課長（花田博文君） おはようございます。子ども課長の花田と申します。よろしくお願ひします。

○税務課長（緒方 潔君） おはようございます。税務課長の緒方でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○水道課長（西村秀幸君） おはようございます。水道課長の西村です。よろしくお願ひします。

○下水道課長（富田正秀君） おはようございます。下水道課長の富田と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

○代表監査委員（濱田義紀君） 代表監査委員を3期務めています、濱田でございます。よろしくお願ひします。

○議会事務局長（吉崎博美君） 管理職の自己紹介が終わりました。

次に、臨時議長を御紹介いたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。地方自治法第107条の規定により、議長が選出されますまでの間、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長者の渡辺議員を御紹介申し上げます。渡辺議員、よろしくお願ひします。

○臨時議長（渡辺誠男君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました渡辺でございます。地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行うことになりました。本日の議事が円滑に進みますよう、議員各位の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議を始めます。

議員定数18名、出席議員18名です。平成27年第1回益城町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付しました議事日程に従い会議を進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（渡辺誠男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

掲示板の紙をはがします。しばらくお待ちください。

氏名の取りつけが終わりました。

次に、議員の自己紹介をお願いします。氏名、住所、簡単な自己紹介をお願いします。

1 番議席から順にお願いします。

○仮 1 番（上村幸輝君） おはようございます。福田校区出身の上村幸輝と申します。町政知識についてはまだまだ未熟ではございますが、一つ一つをしっかりと勉強しながら努力邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仮 2 番（下田利久雄君） おはようございます。下陳出身の下田でございます。初めての町政ですので一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。

○仮 3 番（富田徳弘君） おはようございます。飯野校区砥川の富田と申します。なったばかりで何もわかりませんが、益城町町民の皆様のために粉骨砕身頑張りたいと思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

○仮 4 番（松本昭一君） おはようございます。津森校区の松本昭一です。一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○仮 5 番（榮 正敏君） おはようございます。福田校区の榮です。町政発展のため一生懸命頑張ります。爆弾男にならんようにしたいと思っています。よろしく。

○仮 6 番（中川公則君） おはようございます。木山、辻の城出身の中川公則です。町民の皆さんのために一生懸命頑張りますので、よろしく御指導いただきたいと思います。

○仮 7 番（吉村建文君） 惣領地区から選出されました吉村と申します。議員として、まだ1年生議員ですので、皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○仮 8 番（野田祐士君） 木山校区の野田です。よろしくお願いいたします。

○仮 9 番（宮崎金次君） 安永の宮崎です。これまでいろいろと皆さんに随分御迷惑かけたと思いますが、この4年間も一生懸命町のためにいろいろ質問をして、各課長さんともども勉強していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仮10番（坂本 貢君） 赤井出身の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

○仮11番（寺本英孝君） おはようございます。寺迫の寺本です。よろしくお願いいたします。

○仮12番（坂田みはる君） おはようございます。広安校区惣領から出ております坂田みはるでございます。まだまだ経験不足、未熟なところがたくさんありますが、今後ともどうぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○仮13番（石田秀敏君） おはようございます。飯野校区の石田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○仮14番（中村健二君） おはようございます。広安校区小峯の中村です。今後ともよろしくお願いいたします。

○仮15番（竹上公也君） おはようございます。広崎から出ております竹上でございます。まちの発展を基本理念として、4期目を頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○仮17番（荒牧昭博君） おはようございます。広安校区出身の荒牧でございます。よろしくお願いいたします。

○仮18番（稲田忠則君） おはようございます。広安校区の広崎に住んでおります稲田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○仮16番（渡辺誠男君） 最後になりましたが、津森校区の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（渡辺誠男君） 以上、議員の自己紹介が終わりました。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（渡辺誠男君） これより議長選挙を行います。執行部の皆さんは一時退席をお願いします。

（執行部退席）

○臨時議長（渡辺誠男君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○臨時議長（渡辺誠男君） ただいま現在の出席議員は18名です。

お諮りいたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番上村幸輝議員及び9番宮崎金次議員を指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（渡辺誠男君） 異議なしと認めます。

よって立会人2名、1番上村幸輝議員及び9番宮崎金次議員を指名します。

事務局より投票用紙を配付させます。

（投票用紙の配付）

○臨時議長（渡辺誠男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なし）

○臨時議長（渡辺誠男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を事務局に点検させます。

（投票箱の点検）

○臨時議長（渡辺誠男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼において投票をお願いいたします。

ただいまから投票を始めます。事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長（吉崎博美君） それでは点呼いたします。着席して読み上げます。議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

1番上村幸輝議員、2番下田利久雄議員、3番富田徳弘議員、4番松本昭一議員、5番柴正敏

議員、6番中川公則議員、7番吉村建文議員、8番野田祐士議員、9番宮崎金次議員、10番坂本貢議員、11番寺本英孝議員、12番坂田みはる議員、13番石田秀敏議員、14番中村健二議員、15番竹上公也議員、17番荒牧昭博議員、18番稲田忠則議員、16番渡辺誠男議員。

以上、点呼を終わります。

○臨時議長（渡辺誠男君） 投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

（なし）

○臨時議長（渡辺誠男君） 投票が終了しましたので開票を行います。

1番上村幸輝議員及び9番宮崎金次議員、立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（渡辺誠男君） 開票の結果を報告します。

投票総数18票、無効投票1票、有効投票のうち、稲田議員13票、荒牧議員4票。この法定得票数は5票、有効投票数は4分の1です。よって稲田議員が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○臨時議長（渡辺誠男君） ただいま議長に当選しました稲田議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。稲田議員、御承諾願います。

○議長（稲田忠則君） はい、承諾いたします。よろしく願います。

○臨時議長（渡辺誠男君） 稲田議員が議長当選の挨拶をいたします。

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。稲田でございます。

このたび議員改選後の議会構成に当たり、不肖私が議長選挙におきまして議員各位の御推挙をいただき、益城町議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、まことに身に余る光栄であり、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

もとより浅学菲才の身ではありますが、さらなる議会改革の推進と活性化のため、また町政発展のため微力を尽くす覚悟でございます。

今、地方自治体は、まち・ひと・しごと創生を旗印に、長期ビジョン総合戦略の策定が義務づけられております。我々に課せられた、町民誰もが安心安全で豊かに暮らせる地域社会を実現させるためにも、このような国の施策を含め、第5次町総合計画にのっとり町経済の活力、雇用の確保が不可欠であり、西村町長と相携え、執行機関とも一体となり、さらに元気で明るい町、町民誰もが笑い合える町になるよう努力するとともに、町議会が公正かつ円満に運営されるよう誠心誠意努力する所存でございます。どうか今後とも議員各位の変わらぬ御指導と御協力を賜りますようお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（渡辺誠男君） 議長が決定しましたので臨時議長の職務を終了いたします。

議長を交代いたします。皆さんの御協力、ありがとうございました。しばらくお待ちください。

追加日程第1 議席の指定

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。

議席の指定その他を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。

したがって議席の指定その他を日程に追加し、議題といたします。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第2項の規定により議長が指名します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(吉崎博美君) それでは、議席番号及び氏名を朗読いたします。

1番上村幸輝議員、2番下田利久雄議員、3番富田徳弘議員、4番松本昭一議員、5番柴正敏議員、6番中川公則議員、7番吉村建文議員、8番野田祐士議員、9番宮崎金次議員、10番坂本貢議員、11番寺本英孝議員、12番坂田みはる議員、13番石田秀敏議員、14番中村健二議員、15番竹上公也議員、16番渡辺誠男議員、17番荒牧昭博議員、18番稲田忠則議員。

以上、朗読を終わります。

○議長(稲田忠則君) 以上のとおり、現在着席の議席を指定します。

議席の指定が終わりました。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(稲田忠則君) 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、1番上村幸輝議員、9番宮崎金次議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

○議長(稲田忠則君) 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時議会は本日1日間とすることに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長(稲田忠則君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

(議場閉鎖)

○議長(稲田忠則君) ただいま現在の出席議員は18名です。

お諮りいたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番下田利久雄議員及び10番坂本貢議員を指名したいと思います。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。

よって立会人2名、2番下田利久雄議員及び10番坂本貢議員を指名します。

事務局より投票用紙を配付させます。

(投票用紙の配付)

○議長(稲田忠則君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を事務局に点検させます。

(投票箱の点検)

○議長(稲田忠則君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて投票をお願いいたします。

ただいまから投票を始めます。事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長(吉崎博美君) それでは点呼いたします。着席して読み上げます。議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

1番上村幸輝議員、2番下田利久雄議員、3番富田徳弘議員、4番松本昭一議員、5番榮正敏議員、6番中川公則議員、7番吉村建文議員、8番野田祐士議員、9番宮崎金次議員、10番坂本貢議員、11番寺本英孝議員、12番坂田みはる議員、13番石田秀敏議員、14番中村健二議員、15番竹上公也議員、16番渡辺誠男議員、17番荒牧昭博議員、18番稲田忠則議員。

以上、点呼を終わります。

○議長(稲田忠則君) 投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 投票漏れなしと認めます。

投票が終了しましたので開票を行います。

2番下田利久雄議員及び10番坂本貢議員、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(稲田忠則君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票、無効投票1票。有効投票のうち、荒牧議員15票、坂田議員1票、寺本議員1票です。この法定得票数は5票、有効投票数の4分の1です。よって荒牧議員が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長(稲田忠則君) ただいま副議長に当選しました荒牧議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。荒牧議員、御承諾をお願いします。

○副議長(荒牧昭博君) 承諾いたします。

○議長(稲田忠則君) ここで副議長に御挨拶をお願いいたします。

○副議長(荒牧昭博君) 皆さん、おはようございます。町議会副議長に就任に当たり一言御挨拶申し上げます。

このたび議員皆様方の推挙により副議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、この上もない光栄に存じますと同時に、責任の重大さも痛感しているところでございます。

副議長というものは、地方自治法上、議長を補佐する職ではない、代理をする職とあることを念頭に置きながらも、議会が公正に、かつ円満に運営されますよう、誠心誠意努力する所存でございます。議員各位の変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

追加日程第5 常任委員会委員の選任

○議長(稲田忠則君) 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(吉崎博美君) それでは朗読いたします。

総務常任委員会委員。1番上村幸輝議員、3番富田徳弘議員、7番吉村建文議員、9番宮崎金次議員、12番、坂田みはる議員、16番渡辺誠男議員。

福祉常任委員会委員。2番下田利久雄議員、4番松本昭一議員、10番坂本貢議員、11番寺本英孝議員、14番中村健二議員、18番稲田忠則議員。

建設経済常任委員会委員。5番榮正敏議員、6番中川公則議員、8番野田祐士議員、13番石田秀敏議員、15番竹上公也議員、17番荒牧昭博議員。

以上でございます。

○議長(稲田忠則君) 常任委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第5項の規定により、ただいま事務局長が朗読したとおり、それぞれ指名します。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。

よって常任委員会委員は事務局長が朗読したとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩し、常任委員長、副委員長の互選を行います。それぞれの委員会室で互選をお願いいたします。委員会の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

追加日程第6 議長の常任委員辞任

○副議長（荒牧昭博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6、議長の常任委員会委員辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって稲田議長の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（荒牧昭博君） ただいま福祉常任委員会委員に選任されました稲田議長から常任委員を辞任したいとの申し出がありました。事務局長に辞任願いを朗読させます。

○議会事務局長（吉崎博美君） 辞任願い。このたび議長就任に伴い福祉常任委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。平成27年5月12日。益城町議会副議長、荒牧昭博殿。福祉常任委員会委員、稲田忠則。

○副議長（荒牧昭博君） お諮りいたします。議長の常任委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（荒牧昭博君） 異議なしと認めます。よって稲田議長の常任委員会辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許します。

（議長入場）

○副議長（荒牧昭博君） ここで議長を交代いたします。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（稲田忠則君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（吉崎博美君） それでは朗読いたします。

議会運営委員会委員。3番富田徳弘議員、8番野田祐士議員、9番宮崎金次議員、10番坂本貢議員、11番寺本英孝議員、12番坂田みはる議員、13番石田秀敏議員、17番荒牧昭博議員。

以上、朗読を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり指名します。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員はただいま事務局長が朗読しましたとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。委員の互選に関する職

務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。委員の皆さんは福祉常任委員会室にお集まりください。

11時25分から再開いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

追加日程第8 委員長、副委員長の互選の結果について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第8、委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。

総務常任委員会。委員長、坂田みはる議員、副委員長、宮崎金次議員。

福祉常任委員会。福祉常任委員会につきましては委員長を決定しておりませんので、昼の休憩時間に決定したいと思います。

建設経済常任委員会。委員長、荒牧昭博議員、副委員長、石田秀敏議員。

議会運営委員会。委員長、荒牧昭博議員、副委員長、宮崎金次議員。

以上、報告を終わります。

追加日程第9 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（稲田忠則君） 追加日程第9、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に16番渡辺誠男議員、17番荒牧昭博議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました、16番渡辺誠男議員、17番荒牧昭博議員を益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました16番渡辺誠男議員、17番荒牧昭博議員が、益城・嘉島・西原環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に当選されました、16番渡辺誠男議員、17番荒牧昭博議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。御承諾お願いいたします。

○16番（渡辺誠男君） よろしく申し上げます。

○17番（荒牧昭博君） よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ありがとうございます。

追加日程第10 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（稲田忠則君） 追加日程第10、御船地区衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

御船地区衛生施設組合議会議員に、11番寺本英孝議員、14番中村健二議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました11番寺本英孝議員、14番中村健二議員を御船地区衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました11番寺本英孝議員、14番中村健二議員が、御船地区衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま御船地区衛生施設組合議会議員に当選されました、11番寺本英孝議員、14番中村健二議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。御承諾お願いいたします。

○11番（寺本英孝君） 承知しました。

○14番（中村健二君） お願いします。

追加日程第11 上益城広域連合議会議員の選挙

○議長（稲田忠則君） 追加日程第11、上益城広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

上益城広域連合議会議員に15番竹上公也議員及び私、稲田忠則を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました15番竹上公也議員及び私、稲田忠則を上益城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました15番竹上公也議員及び私、稲田忠則が上益城広域連合議会議員に当選しました。

ただいま上益城広域連合議会議員に当選されました15番竹上公也議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。御承諾をお願いします。

○15番(竹上公也君) 御承諾させていただきます。よろしくお祈りいたします。

追加日程第12 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議

○議長(稲田忠則君) 追加日程第12、益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

お諮りいたします。議会広報の発行について、6人の委員で構成する益城町議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって6人の委員で構成する益城町議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りいたします。益城町議会広報編集特別委員会の調査については、会議規則第43条第1項の規定により、平成29年4月29日までの2年間とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって益城町議会広報編集特別委員会の調査については、平成29年4月29日までとすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました益城町議会広報編集特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって益城町議会広報編集特別委員は配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

益城町議会広報編集特別委員会の委員の皆さんは福祉常任委員会室において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

11時45分から再開いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時45分

追加日程第13 議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第13、益城町議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果について御報告申し上げます。

益城町議会広報編集特別委員会委員長は、中村健二議員、副委員長は坂田みはる議員です。

以上、報告を終わります。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、こんにちは。午前中に引き続き午後の会議を開きます。

追加日程の前に、午前中、福祉常任委員会の委員長、副委員長が決定しておりませんでしたので、昼の時間中に委員長、副委員長が決定いたしましたので、皆さん方に御報告を申し上げます。福祉常任委員会委員長に松本昭一議員、副委員長に坂本貢議員が決定いたしました。報告しておきます。

追加日程第14 報告第1号 平成26年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第14、報告第1号「平成26年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第1号、平成26年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。繰越計算書をごらんください。

2款総務費1項総務管理費、総合戦略策定事業。これは国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、これを受けて、国の補正予算で計上された地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源に実施する総合戦略策定事業で、3月定例町議会において承認されました事業の適正な策定期間を確保するために繰り越すものです。

3款民生費1項社会福祉費、タクシー券交付事業。これは高齢者及び障害者に対してタクシー

券を交付する事業で、国の補正予算で計上された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し実施するもので、3月定例町議会で承認していただいた事業の適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

3款民生費2項児童福祉費、子育て支援のためのプレミアム商品券交付事業。あとの7款で説明いたしますプレミアム商品券交付事業とあわせて実施する事業の郵送料などで、適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

6款農林水産業費1項農業費、経営体育成支援事業。これは農業用機械購入に対する助成事業で、国の補正予算で計上されたものを財源に、3月定例町議会で承認していただいた事業の適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。青年就農給付金事業は、新規就農者に対して、経営が安定するまでの間、給付金を給付する事業で、収納状況の確認に不測の日数を要したため繰り越すものです。阿蘇火山活動降灰地域茶対策緊急支援事業は、阿蘇火山からの降灰による製茶等への被害が予想されることから、降灰用機材の購入に対する助成事業で、県が緊急的に事業化したもので、適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

7款商工費1項商工費、プレミアム商品券交付事業、住宅リフォーム助成事業、地域特産品PRサイト構築事業及び夏祭り補助事業につきましては、国の補正予算で計上された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用したもので、3月定例町議会で承認をいただいた事業の適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

8款土木費2項道路橋梁費及び4項都市計画費につきましては、道路及び公園整備事業で用地交渉、境界確定及び所有権の移転登記などに時間を要したことによる適正工期を確保するために繰り越すものです。10款教育費6項社会教育費、観光振興文化財修復等事業につきましても、国の補正予算による地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用したもので、3月定例町議会において承認いただいた事業の適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

以上で報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） これより報告第1号に対する質疑を許します。質疑はありますか。
(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第1号「平成26年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

追加日程第15 報告第2号 平成26年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第15、報告第2号「平成26年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第2号、平成26年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。繰越計算書をごらんください。

1款事業費1項公共下水道費。事業名、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業。内容

は、国から交付決定通知のあったものを、適正な事業施工期間を確保するために繰り越すものと、津森地区の下水道工事で地域の生活道路を確保するために、発注や着手時期の調整を行いながら工事を進める関係上、工事着手に時間を要したためと、飯野地区の請負業者の工事着手がおくれたことにより、平成26年度内に工事が完了しなかったものを繰り越すものでございます。

金額及び財源内訳などにつきましては計算書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより報告第2号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第2号「平成26年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

追加日程第16 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第1号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第6号）

○議長（稲田忠則君） 追加日程第16、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号平成26年度益城町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第30号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第1号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算で交付金及び補助金等の決定などによる歳入予算の増減、歳出予算は事業費の確定及び入札残などによる不用額の減額が主なものとなっております。また、3月定例町議会で交付金事業として予算計上した健康づくり事業が交付金事業とならなかったため減額し、新たに夏祭り補助金を交付金事業とするため増額補正しています。さらに繰越明許費、地方債の補正を専決処分しています。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。議案第30号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。議案の表紙から2枚をめくっていただき、専決第1号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第6号）の1ページをおおげください。

平成26年度益城町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億72万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億733万9,000円とする。

第2条では繰越明許費について、また第3条については地方債の補正を定めております。

一番下でございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日。益城町長、西村博則。

次に6ページをおあげください。第2表の繰越明許費でございますが、先ほど町長から報告第1号、平成26年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明がございましたが、それと同じ内容を第2表という形で6ページに示しております。

次に、7ページの第3表、地方債補正でございます。1の変更でございますが、いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

それでは、初めに起債の目的の防災対策事業債でございますが、事業費の確定による限度額の変更で、110万円を減額補正するものです。

次に、基幹水利ストックマネジメント事業債でございますが、これも事業費の確定による限度額の変更で、300万円を減額補正するものです。

次に、県営ため池等整備事業債でございますが、これも今年度の事業費の確定による限度額の変更で、120万円を増額補正するものでございます。

次に、橋梁改修事業債でございますが、これも事業費の確定による限度額の変更で、30万円を減額するものでございます。

次に、惣領団地外壁改修事業債でございますが、これも事業費の確定による限度額の変更で、150万円を減額補正するものでございます。

次に、益城町公民館外壁等改修事業債でございますが、これも事業費の確定による限度額の変更で、390万円を減額補正するものでございございます。

次に、8ページは2の廃止でございます。起債の目的、上益城中央2期地区中山間地域総合整備事業債でございますが、こちらは事業の実績がなかったことから廃止するものでございます。

続きまして11ページをおあげください。ここからが歳入になります。平成26年度の歳入の決定もしくは決定見込みによります、増額または減額の補正となっております。

1款町税2項固定資産税につきましては、決算見込みによる増額の補正となっております。

1款町税4項町たばこ税につきましては、決算見込みによる減額の補正となっております。

次に、2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税につきましては、交付金確定による増額補正となっております。

12ページをおあげください。2款地方譲与税2項自動車重量譲与税につきましては、交付金確定による減額の補正となっております。同じく2款地方譲与税5項航空機燃料譲与税につきましては、交付金確定による増額の補正となっております。

次に、3款利子割交付金から4款の割当交付金、及び次の13ページの5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金並びに14ページの12款地方交付税、13款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付金の確定によります増額または減額の補正でございます。

次に、14款分担金及び負担金の2項負担金の1目民生費負担金でございます。これは老人ホームの入所者負担金並びに保育所保育料の決算見込みによるもの、また、それぞれ過年度分につきましては決定による増額の補正となっております。

次に、15款使用料及び手数料の1項使用料につきましては、各目ともに各施設の使用料が確定したことにより増額または減額の補正でございます。また、16ページの2項が手数料となっておりますが、こちらは戸籍等の手数料及び税の督促手数料の確定により増額及び減額の補正でございます。

次に、16款の国庫支出金1項国庫負担金から、17ページの下の方から、18ページ、19ページ、20ページまではそれぞれ国県の支出金でございますが、それぞれ国県の負担金、補助金、委託費等の確定により増額または減額の補正となっております。

次に、21ページをおあげください。18款財産収入1項財産運用収入及び2項財産売払収入もそれぞれ額が確定したことにより増額または減額補正となっております。

次に20款の繰入金でございますが、各基金からの繰入金が必要でなくなったことなどによる減額補正でございます。

次に22ページでございます。22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料につきましては、町税延滞金の決定見込みによる減額補正でございます。同じく5項の雑入は、全て決定見込みによる増額または減額の補正を行っているところでございます。

次に23ページでございますが、23款の町債につきましては、先ほど7ページの地方債の補正で御説明したとおりでございます。

続きまして25ページをおあげください。ここからが歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費及び4項企画費につきましては、国県支出金等の額の決定により財源の組み替えを行っているものでございます。各目を横列で示しておりますが、このように各目の補正額の欄、それから右側のほうの節の欄、一番右側の説明の欄に記入がないものにつきましては、全て財源組み替えを行っているものでございます。この後も幾つか出てまいります。全て国県支出金等の決定によるものでございますので、財源組み替えという言葉だけで説明させていただきます。次に、6目防災費及び9目住民相談費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。10目の男女共同参画センター運営費は財源組み替えでございます。

次に、26ページでございます。2款総務費2項町税費の1目税務総務費は、過年度町税還付金の決定見込みにより増額補正でございます。次の、3目徴税費及び2款3項1目戸籍住民基本台帳費は財源組み替えでございます。

次、2款総務費4項選挙費の9目農業委員会選挙費は無投票になったことによる減額補正でございます。次の2款総務費5項統計調査費の2目統計調査費も財源組み替えでございます。

次に28ページでございます。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、全て決定見込みによる減額補正でございます。次の、4目老人福祉費も確定による減額補正でございます。5目社会福祉施設費は財源組み替えでございます。次の、9目後期高齢者医療費も額の確定により増額補正でございます。

次に、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、30ページに続いておりますが、いずれも決定見込みによる減額補正でございます。3目の児童福祉施設費は財源組み替えでござい

す。

次の4款1項保健衛生費2目予防費の説明の欄の予防接種委託料は、予防接種者が少なかったことによる減額補正でございますが、次の健康づくり教室委託料、それから8目の保健福祉センター運営費の説明欄、健康づくりルーム管理委託料及び備品購入費の機械器具費、ここは関連がございますが、この備品購入の機材、機械、器具購入費の180万円が、先ほど町長も申しましたが、交付金事業で認可されなかったために減額補正を行うものでございます。

次に、4款衛生費2項清掃費2目し尿処理費及び6款農林水産業費1項農業費3目農業振興も決定見込みによる減額補正でございます。次の、5目農地費は財源組み替えでございます。

次に32ページでございます。7款商工費1項商工費2目商工業振興費の夏祭り補助金は、先ほど4款衛生費で説明しました交付金事業で認可されなかった体組計180万円と、後ほど説明します10款の教育費のところでも体組計を組んでおりましたが、同じく180万円を合わせた360万円を国支出交付金で上げておりますが、これを有効活用するために今回予算計上し、先ほど町長が報告第1号、繰越計算書の報告で説明しましたように、平成27年度に繰り越すものでございます。

次に、8款土木費1項土木管理費2目地籍調査事業費並びに8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費、それから3目橋梁維持費、5目地域再生事業費及び6目社会資本整備総合交付金事業は、いずれも決定見込みによる減額補正でございます。

次に、34ページでございます。8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の下水道公共下水道建設基金積立金は、利子確定による減額補正でございます。次の5目公園費は財源組み替え、次の6目土地地区画整理費及び35ページの8款土木費5項住宅費1目住宅管理費は、決定見込みによる減額補正でございます。

次の9款消防費1項消防費2目消防施設費は財源組み替えでございます。次の3目水防費は、決定見込みによる減額補正でございます。

次の10款2項小学校費1目学校管理費は、入札残の減額補正でございます。

次に36ページ、10款教育費5項幼稚園費は財源組み替えでございます。

次の10款教育費6項社会教育費の1目社会教育総務費は決定見込みによる減額補正、それから2目公民館費は財源組み替えでございます。3目文化会館運営費は入札残の減額補正でございます。9目交流情報センター運営費は財源組み替えでございます。

次に37ページでございますが、10款教育費7項保健体育費の2目体育施設でございますが、先ほど4款、7款のところでお説明しました交付金事業で認可されなかった体組成計180万円を合わせた交付金360万円を有効活用するために夏祭り補助金として予算計上し、27年度に繰り越すものでございます。

14款予備費につきましては、歳入及び歳出の調整額としての計上でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番、宮崎でございます。私のほうから3点ほど質問させていただきます。

まず質問に入る前に、今回の補正予算、特に新しく議員になられた人は選挙後2週間ちょっとで、既にこういう、何と言うんですかね、通常やっているような審議に入られる。これはそういう規則だそうですからやむを得ないことだろうと思いますけども。それから26年度の予算書も多分手元に届いてないんじゃないかと思えますし、補正予算書も手元に届いていない中で補正予算の審議をするというのは非常に心苦しいところがございますけども、皆さん誰しもが通ってきている道でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、3点だけ質問させていただきます。

まず、今回の補正予算で約2億円ほどが減額になってます。これは非常に辛抱して、やりくりをしてうまくいったのか、それとも当初から少し雑な計画で、多目に予算を立てて、そして、その結果残ったのか、これについて担当課長の所見を聞きたいと思えます。これが第1点。

次、第2点目であります。第2点目は21ページであります。20款の繰入金、ここの中の基金繰入金の2項め、公共下水道建設基金繰入金、これが2億5,000万ほど今回は削減されてます。この中身は何だったんだらうかと。ちょっと額が2億5,000万と非常に大きいものですから、これについて御説明をいただきたいと思えます。

それから3点目。3点目は29ページです。3款民生費の2項児童福祉費、ここも非常に大きく減額をされてます。4,200万ほど減額をされてます。それで、次のページの説明のところに書いてありますが、約4,000万ほど私立・広域保育所運営費というのが削減されてます。これは何でこれだけの金額が削減されたのか。つまり、今年度、27年度もこういう傾向にあるのか、それをちょっと知りたいと思って質問いたします。

質問は3点です。一つは、今回の補正予算で2億ほど、非常に節約されてますけども、これは非常に効果があったのか、それとも最初の計画が雑だったのか。それから、2番目は21ページの繰入金の話です。公共下水道建設基金繰入金というのが2億5,000万ほど今回は減ってるというか削除されてますけども、これはどういう内容を削除されたのか。それから3番目に、民生費の中の児童福祉、これの中で、特に私立・広域保育所の運営費というのが4,000万ほど削られてますけど、これはどういう理由で削られたのか、この3点について質問します。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の質問にお答えしたいと思います。

1点目の、補正予算で2億ほどの補正が出たが適正な予算計上であったのかというような御質問だと思いますが、議員御承知のように、予算計上のときは私はこの担当ではございませんでしたが、自分もそれぞれの担当課長として予算を計上する場合には、財政、それから副町長、町長と査定を受けていくわけですが、予算計上の中では適正な予算計上をしていたと考えております。それから効果についても、効果があったことによりまして、先ほど説明したように、額の確定によって減額補正をさせていただいたと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。よろしくお願ひいたします。9番宮崎議員の質問に対してお答えしたいと思います。

予算執行につきましては適正に行われておりまして、これに基づいたところで起債あたりの返済あたりをやっておりますので、議員の皆様が心配されるようなことはないと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。9番宮崎議員の質問にお答えします。

専決第1号ですけど、30ページですね、私立・広域保育所運営費、4,000万円の減額ということでございますけども、当初がですね、私立幼稚園が4園ございます。全部です、5億6,796万2,000円上げてございました。結局、最終決算見込みが5億2,796万2,000円ということで4,000万円の減額になったわけでございます。当初を組む場合ですね、どうしても人数とか、そういったやつで変わってきますので、4園全体です、これだけ減額になったということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） では、2回目のちょっと質問といいますか、1回目お答えいただいたやつの確認をさせていただきます。総額的に約2億円減額になったのは、これは予算計上でも問題ないし、若干辛抱したと、効率的にやったということで全然問題ないんじゃないかと、こういうお話でございましたんで、赤字になるのは困るけどマイナスになるのは非常にいいんじゃないかと思っておりますから、それで了解をします。引き続いてそういう方向で頑張っていただきたいと思っております。

それから質問の2番目、公共下水道の建設基金の繰入金の話ですが、これは今私が質問した趣旨がよく理解されてるのかどうかわかりませんが、何でこれは2億5,000万が今回は少なくなったのか。これを、どういう工事がされなくなったので、もしくは、そういう具体的な事例ですね、教えていただきたいと思っております。

それから3番目のほうですが、3番目のやつは、これも結局、保育園の子どもたちが少なくなったから交付金が下げられたと、こういう話なんですかね。要は、国からの補助金というか、これが約3,000万ほど少なくなってますよね。これはどういう理由で下げられたのか、もしわかっただら教えてもらいたい、わからなかったら後で調べて教えてもらいたい。いいですか。

2番目と3番目の質問、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。9番宮崎議員の2回目の質問に対してお答えさせていただきます。

今、手元にですね、明確にお答えできるような資料を持っておりませんので、先ほど宮崎議員がおっしゃられたように、後ほど詳細な部分はお答えさせていただきたいと思います。

場所につきましてはですね、場所の前に、下水道事業というのは国から約半分程度の交付金を

いただいて事業を進めております。この事業についてもですね、毎年町のほうから、年間の工事予定について国のほうに要望を出しております。この要望について、毎年というかですね、ここ数年、約、要望額の3割程度はカットされたところですね、内示あたりをいただいております。また、内容的に詳しいことはまた後でお知らせさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。9番宮崎議員の質問にお答えします。

ちょっと私もですね、正確な資料を持ってませんので、後で詳しく説明したいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 3回目の質問じゃないんですが、今質問した事項がですね、知りたい事項でありますので、調べていただいて、後で個人的に教えていただければ結構だと思います。よろしくお願ひします。質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これより議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号平成26年度益城町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号平成26年度益城町一般会計補正予算（第6号）」は承認することに決定しました。

追加日程第17 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

○議長（稲田忠則君） 追加日程第17、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第31号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、歳入予算は負担金、交付金等の確定による増減及び基金繰入金の減額と、歳出予算は保険給付費確定による減額及び予備費の減額となっています。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。議案第31号、専決処分報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。1ページをお開きください。

平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,701万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,938万4,000円とする。

下のほうでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をする。平成27年3月31日、益城町長西村博則。

6ページをお開きください。まず、歳入でございます。5款国庫支出金、次の7ページ、6款療養給付費等交付金、8款県支出金及び10款共同事業交付金は、いずれも額の確定による増額、または減額の補正でございます。

次に、8ページをお開きください。13款繰入金9,000万円の減額ですが、後期高齢者に対する交付金が当初予算に対し確定額が9,000万円ほど少なく、平成27年3月議会で交付金の減額及び繰入金の増額補正をいたしました。その後、財政調整交付金等の歳入増が確定し、また療養給付費等の歳出がそれほどふえなかったため、9,000万円減額するものです。15款諸収入は、収入見込みによる増額、または減額の補正でございます。

9ページをごらんください。1項療養諸費及び2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、財源の組みかえでございます。下のほうです。3目一般被保険者高額介護合算療養費、4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、額の確定による減額でございます。

次に、10ページをお開きください。3款後期高齢者支援金等、6款介護納付金、8款保健事業費は、いずれも財源の組みかえでございます。

11ページをごらんください。12款予備費につきましては、調整のための減額になっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

8番、野田議員。

○8番（野田祐士君） 済みません、8番、野田です。もう一度説明をいただきたいところがあったんで、ちょっと質問させていただきます。

8ページの繰入金のところなんですけれども、9,000万の繰入金の説明をですね、もう一度いいですか、教えていただいて。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり課長の安田でございます。8番、野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

繰入金の9,000万円の詳しい内容でございますが、前期高齢者に対する交付金、65歳から74歳までが当初約9億7,000万組んでおりました。その後、額が約8億7,000万ほどになりまして9,000万ほど少なくなりましたので3月議会で交付金の減額をしましたが、その後、先ほど申しましたが調整交付金とか歳入がふえて、なおかつ考えていました歳出がそれほど伸びなかったということで、9,000万円はもう手つかずでそのまま残っている状況でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ちょっと後でまた詳しくお聞かせいただきますので結構です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 全員起立です。よって、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、承認することに決定しました。

追加日程第18 議案第32号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）

○議長（稲田忠則君） 追加日程第18、議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第32号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号、平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、歳入予算は保険料の見込みによる減額及び保険基盤安定繰入金金の確定による減額、歳出予算は給付金確定による減額及び予備費の減額となっております。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。

議案第32号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第3号、平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。1ページをお開きください。

平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ588万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,126万円としたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年3月31日、益城町長西村博則。6ページをお開きください。まず、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料及び4款繰入金につきましては、決算見込みによる減額、または増額の補正でございます。

7ページをごらんください。歳出でございますが、2項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定による減額補正でございます。

10款予備費は、調整のための減額となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 全員起立です。よって、議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、承認することに決定しました。

追加日程第19 議案第33号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第4号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（稲田忠則君） 追加日程第19、議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第33号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第4号、平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

補正予算の内容につきましては、交付金及び補助金の決定額による歳入歳出予算の増減、歳出予算は介護給付費等不用額の減額と予備費の減額となっております。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（稲田忠則君） 後藤いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（後藤奈保子君） いきいき長寿課長の後藤でございます。議案第33号について御説明を申し上げます。専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第4号、平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。1ページをお開きください。

平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,944万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,383万8,000円とする。下のほうでございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年3月31日、益城町長西村博則。

6ページをお開きください。歳入でございます。6ページの4款国庫支出金、5款支払い基金交付金、それから7ページの6款県支出金につきましては、平成26年度国支払い基金、県のそれぞれの決定額に対する減額の補正でございます。

8ページをお開きください。歳出でございます。8ページから11ページまでの2款保険給付費につきましては、決算見込みによる増額、または減額でございます。

11ページをお開きください。11ページ、5款の地域支援事業費の1項介護予防事業費につきましては、通所介護予防事業、介護予防普及啓発事業の決算見込みによる不用額の減額でございます。

12ページになります。12ページ、5款地域支援事業の2項包括的支援事業任意事業費につきましては、家族介護用品支給事業、成年後見制度利用助成としての扶助費の決算見込みによる不用額の減額でございます。10款の予備費が調整のための減額となっております。以上となります。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）」は、承認することに決定しました。

追加日程第20 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（稲田忠則君） 追加日程第20、議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第34号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第5号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

内容につきましては、平成26年度の事業費の確定による起債借入額及び工事請負費の減により、歳入歳出予算をそれぞれ減額したものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。議案第34号について御説明申し上げます。

議案第34号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。専決第5号平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）。平成27年3月31日提出、益城町長西村博則。

3枚目の1ページをお開きください。専決第5号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ740万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,057万4,000円とする。

4ページをお開きください。これは第2表、繰越明許費でございます。1款事業費1項公共下水道費、事業名は特定環境保全・公共下水道事業でございます。繰越額は1億2,450万円でございます。

それから、次の5ページが第3表、地方債補正でございます。左から起債の目的、公共下水道事業、補正前の限度額2億3,790万円、740万円の減額で補正後の限度額が2億3,050万円となります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次に、8ページをお開きください。

歳入でございます。8款町債1項町債1目下水道事業債でございます。補正額減の740万円で、

補正後の額が2億3,050万円でございます。これは平成26年度の事業費の確定によりまして、起債、借入額の減額によるものでございます。

次に、9ページが歳出でございます。1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費でございます。これも同じように平成26年度事業費の確定によりまして、財源である地方債を740万円減額するものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

13番、石田議員。

○13番（石田秀敏君） 4ページですね。先ほどの報告第2号でも繰越明許費、繰越計算書の報告についてということで、このときに聞けばよかったです、関連がございますのでちょっとお尋ねいたします。

この繰越明許の理由としまして、報告2号の説明では、津森校区の云々、それと飯野校区での受注業者の着手工事のおくれということが理由でございますが、工事着手のおくれた理由ですね。飯野校区での受注業者の工事着手の業者のおくれた理由、それと受注業者名はどこか。また、その業者へのですね、ペナルティーは何か対応したのか。以上、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。13番、石田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

繰越明許費のときの金額ですが、下水道工事に係る繰越金ということで1億2,450万円につきまして繰越をさせていただきました。この内訳としましては、飯野地区櫛島が一応3件、金額にしまして一応3,356万6,000円、うち国費が1,874万9,000円、それから津森地区、これは下小谷、田原になりますが7件ございまして、9,094万4,000円、うち国費が3,780万1,000円でございます。

繰り越しの理由としましては、この繰越明許の説明でですね、町長の方が説明されましたけども、下水道事業におきましては国からの交付決定に基づきまして事業をやっております。この交付決定が7月の前後になりますので、どうしてもその後、事前調査、それから地元説明会等、その期間あたりを考慮しますと着手時期が遅くなるということになってしまいます。

先ほどまた言われました請負業者につきましてもですね、当初予定しておりました作業員等がですね、人手の確保ができなかったということで工事の着手が遅くなったということをお聞きしております。また、小谷地区で9件ありますけども、ここにつきましては地元説明会等を開きまして、農産物の出荷、特にカライモとか大根あたりをですね、出荷されている農家が多うございます。ここで地元説明会を開きまして、この農繁期あたりをですね、外したところでの工事をやってもらいたいということで、ちょっと期間をずらして調整をしまして工事に着手するというように地元と話はつけてあります。

また、この工事につきましては、小谷地区においてもですね、迂回路等を確保をしてほしいという、そういう要望も出されておきまして、地元の意見を最大限に取り入れながら、なおかつ適正な事業施工期間を確保するために、今回繰越をお願いいたしました。

それから、二つ目の質問で、着工がおくれた業者に対してどのようなペナルティーあたりがあ

ったのかということでございますけども、前任者の資料をちょっと見ましたところ、文書による注意をしたということに記載されておりました。以上です。

(「・・・・」と呼ぶ者あり)

・・

○議長（稲田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） 今、津森校区のですね、おくれた理由をいろいろ申し上げられましたが、それは聞いてらんわけですよ、私は。それは、もうそのときの、詳しく説明があっておりましたのですね。カライモの出荷に関して、道をその期間中はどうしても通らしていただきたいとか、いろいろな地元からの要望があつたということで、そういう問題は、一応私、聞いてはおらんわけですのでね。

まあ、いろいろございましたでしょうけど、この繰越明許がですね、今回は14事業分ですかね。非常にふえております。ですから、この繰越明許件数がですね、年々ふえないようにですね、やはり努力はしていただかないといけないと思っておりますので、そこら辺のところはよく指導をされながらやっていただきたいと思ひますし、津森校区の下水道、当初計画よりかだいぶおかれておりますので、これ以上おくれないように、ひとつ取り組んでいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 全員起立です。よって、議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）」は、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

2時55分から再開いたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、石田議員。

○13番（石田秀敏君） 13番、石田です。ただいまの質問の中でですね、個人の企業名をお尋ねしましたが、自席からの発言でもありますし、一応それは取り下げさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ただいま石田議員から先ほどの会議におきまして個人名の実名を挙げられました部分を取り消したいとの申し出がありましたので、お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

追加日程第21 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第6号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第21、議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第35号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第6号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。これに伴い、益城町税条例等の一部を改正し、専決処分を行いました。

それでは、今回の改正の主な内容につきまして御説明いたします。

第1条による改正では、国の番号法改正に伴う個人番号または法人番号と所要の法整備となっております。住民税関連としましては、法人町民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一する改正措置となっております。個人住民税におきましては、住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長されます。

また、住民税申告時の寄附金控除に関する改正として、ふるさと納税の申告手続の簡素化による措置がなされ、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充されます。

町たばこ税につきましては、しんせい、エコー、わかばなどの旧3級たばこ税について、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に縮減・廃止等の改正措置がなされます。

軽自動車税の改正としましては、一定の環境性能を有する軽四輪等についてグリーン化特例が導入され、平成27年4月1日以降の新車購入につきましては、税率を25%から75%枠で軽減されます。

固定資産税につきましては、土地の評価がえに伴う負担調整措置が3年延長となります。その他、法律改正による条項の整理等を行っております。

以上、専決処分の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番、宮崎です。益城町税条例等の一部を改正する条例、これについて二つほど質問をいたします。質問は、この新旧対照表で質問をさせていただきます。非常にわかりやすい新旧対照表をつくっていただきましてありがとうございます。

この中の25分の5ページ、25分の5ページの一番左側です。上の表から見ますと「ただし同法第60の2から第60条の4までの規定の令によらないものとする」と書いてありますが、この「令」はですね、一例、2例、つまり人偏の例じゃないかと思えます。確認をお願いします。

続いて、25分の23ページ、左側に表がございまして、その表、この表の上のほう、つまり上から3行目ぐらいから読みますと、「を受けた場合において平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする」とこういうふうに書いてあるんですが、これちょっとよく意味がわかんなくてですね、これはどういう意味のことを言ってるのか、これについて説明をお願いをいたします。以上2点、よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） こんにちは。税務課長の緒方でございます。9番、宮崎議員の質問にお答えします。

2点ほど御質問をいただきました。まず、新旧対照表による質問ということで、25分の5と。「例」の確認ということで、この部分に関しましては私のほうも即答がちょっとできかねますので、ちょっとこちらのほうでも調べて、正しい部分かどうかをちょっと確認させていただきます。

それから、2番目の質問で、28年度分の軽自動車税に限りということで、今回、軽自動車の部分がですね、税制改正ということで、税のグリーン化特例ということで、25%から75%に関しまして税の、新車を購入された方に対して軽減の税率を適用するというような形になっております。質問の部分がですね、若干ちょっと違う部分もあるかもしれませんが、新旧対照表の部分をですね、こちらの方でももう一回、ちょっと内容を精査しまして、後ほど議員さんのほうには御説明したいというふうに思っております。済みません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番、宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 税務課長の1回目の答弁ありがとうございました。

なんか意地悪のような質問で非常に申しわけなかったんですが、この新旧対照表の1番目の質問、ここのですね、「令によらないものとする」という命令の「令」ですね、これは明らかに間違っていて、この本文中にですね、こちらのほう、これはあくまでも説明資料ですから問題ないんですけど、ただこちらの新旧対照表を中心に、こう見るもんですから、ちょっと違和感を感じただけで、本文のほうはですね、一例の例を上げてあります、ここは。後で確認されれば。ですから、本文中、条例の改正のところは全然問題はないと、こういうふうに思います。

それから、あとですね、ここの軽自動車の税金のところですね、これは多分町民の方もですね、わかりやすいような何か説明資料か何かが必要かもしれませんね。ちょっとこれだけじゃ、ちょ

っとよくわかりません。そういう、特に密接にやっぱり町民の方が関係するところですからですね、そういうふうな感じがします。以上で私の質問は終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、承認することに決定しました。

追加日程第22 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第7号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第22、議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第36号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第7号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、税条例の改正と同じく、地方税法の一部改正に伴い国保税条例の改正を行ったものです。

主な改正の内容は、医療給付分において国民健康保険税課税限度額を51万から52万円に、後期高齢者支援金等分課税額限度額を16万円から17万円に、介護納付金分課税額限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、所得の低い世帯に対する国保税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げ、軽減措置を拡充するものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、承認することに決定しました。

追加日程第23 議案第37号 監査委員の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第23、議案第37号「監査委員の選任同意について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、9番、宮崎金次議員の退席を求めます。

（宮崎議員退席）

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第37号、益城町監査委員の選任同意について御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条の規定により、議員のうちから選出する監査委員として宮崎金次議員を提案するものでございます。

住所、生年月日等につきましては、議案に記載してあるとおりでございます。

宮崎金次議員につきましては、私が申し上げるまでもなく、皆さん御存じのとおりの方で、議員のうちから選出する監査委員として最適任者と思ひ、今回提案するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号「監査委員の選任同意について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議員提出第37号「監査委員の選任同意について」は、同意することに決定しました。

9番、宮崎金次議員の入場を許します。

(宮崎議員入場)

追加日程第24 議員派遣の件

○議長(稲田忠則君) 追加日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

追加日程第25 閉会中の継続調査の件

○議長(稲田忠則君) 追加日程第25、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会の案件は全て議了されました。

御協力をいただき、まことにありがとうございました。

平成27年第1回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後3時14分